

○近江八幡市子ども医療費助成条例

平成23年12月19日

条例第38号

改正 平成27年3月20日条例第11号

(目的)

第1条 この条例は、子どもに係る医療費の一部を助成することにより、子どもの保健の向上及び子育ての経済的負担を軽減することを目的とする。

(用語)

第2条 この条例において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 子ども 6歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日まで（以下「対象期間」という。）の者をいう。

(2) 保護者 親権を行う者、後見人その他の者で、現に子どもを監護しているものをいう。

(3) 医療保険各法 次に掲げる法律をいう。

ア 健康保険法（大正11年法律第70号）

イ 船員保険法（昭和14年法律第73号）

ウ 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）

エ 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号。他の法律において準用する場合を含む。）

オ 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）

カ 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）

(4) 附加給付 医療保険各法の規定に基づき保険者又は共済組合の規約、定款、運営規則等の規定により医療保険各法の規定による医療に関する給付（以下「保険給付」という。）に準じて給付されるものをいう。

(5) 助成対象医療 子どもが対象期間に受診した疾病又は負傷に係る医療をいう。

(6) 被保険者等 社会保険各法に定める被保険者、組合員若しくは被扶養者（こ

これらの者であったものを含む。)又は民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に規定する扶養義務者をいう。

(平27条例11・一部改正)

(助成対象者)

第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者(以下「助成対象者」という。)は、保護者で、かつ、次に掲げる要件を備えているものとする。

(1) 子ども及び保護者が、対象期間内の助成対象医療を受診した日において本市の区域内に住所を有すること。

(2) 子どもが、医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者であること。

2 前項の規定にかかわらず、子どもが次の各号のいずれかに該当するときは、当該保護者は、助成対象者としなない。

(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けているとき。

(2) 規則で定める施設に入所しているとき。

(3) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3に規定する里親に委託されているとき。

(助成の額)

第4条 市長は、助成対象医療について、保険給付が行われた場合において、当該保険給付の額が当該助成対象医療に要する費用の額(健康保険法第85条第2項及び第85条の2第2項に規定する標準負担額を除く。)に満たないときは、助成対象者に対し、その満たない額を子ども医療費として助成する。ただし、当該助成対象医療について法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われたとき又は附加給付が行われたときは、その額を控除するものとする。

2 医療費のうち、入院に係る医療に要する費用の額については前項の規定により算出した額を、通院に係る医療に要する費用については助成対象者の属する世帯の世帯主及び世帯員並びに被保険者等のいずれもが前年の所得(1月から7月までの間に受けた医療に要する費用の額については前々年の所得)に係る地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税を課せられていない場合又は市町村民税の均等割のみが課せられている場合に前項の規定により算出した額を医療費と

して助成する。

- 3 第1項の助成対象医療に要する費用の額は、健康保険法による療養に要する費用の額の算定方法の例により算出した額及び当該保険給付に関して厚生労働大臣の定めにより算定した費用の額とする。ただし、現に要した費用の額を超えることができないものとする。

(平27条例11・一部改正)

(助成の方法等)

第5条 前条に規定する子ども医療費の助成を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に助成の申請を行うものとし、市長は、当該申請に基づき助成するものとする。ただし、市長は、当該申請について、子ども医療費の助成を行うことが適当でないと認めるときは、当該申請の額の全部又は一部の助成を行わないことができる。

(届出)

第6条 前条の規定により申請された子ども医療費の助成事由が第三者行為によって行われたときは、規則で定めるところにより、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

(損害賠償との調整)

第7条 市長は、助成対象者が助成対象医療に関し損害賠償を受けたときは、その額の限度において、子ども医療費の全部若しくは一部を助成せず、又は既に助成した子ども医療費の額に相当する金額を返還させることができる。

(譲渡等の禁止)

第8条 この条例による子ども医療費の助成を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供することができない。

(助成金の返還)

第9条 市長は、偽りその他不正の手段により子ども医療費の助成を受けた者があるときは、その者から、その助成を受けた額に相当する額の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第2条第1号の規定にかかわらず、「子ども」の意義は、次に掲げる期間については、それぞれ当該各号に定めるとおり読み替えるものとする。

(1) この条例の施行の日から平成25年3月31日まで 6歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から9歳に達する日以後の最初の3月31日までの者

(2) 平成25年4月1日から平成26年3月31日まで 6歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者

付 則 (平成27年条例第11号)

(施行期日)

1 この条例は、平成27年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 第2条第1号の規定にかかわらず、通院に係る「子ども」の意義は、次に掲げる期間については、それぞれ当該各号に定めるとおり読み替えるものとする。

(1) この条例の施行の日から平成28年3月31日まで 6歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から9歳に達する日以後の最初の3月31日までの者

(2) 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで 6歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者